平成２６年（フ）第２８号
千葉県木更津市羽鳥野７丁目８番地17
債務者　町屋　由香（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第４１号
千葉県木更津市長須賀381番地
債務者　森　　正明
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１３号
島根県益田市元町16番20号
債務者　寺井沙耶香
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第３００号
さいたま市西区三橋６丁目406番地５
債務者　高橋　玲子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３２９号
埼玉県蕨市中央７丁目23番15号　さくらコーポ102号
債務者　古川真奈美
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４５５号
埼玉県戸田市上戸田５丁目２番９―402号
債務者　波多江祥代
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１４９号
神奈川県厚木市戸室５丁目27番37号　ハイツカワイ106
債務者　本間　正隆
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１２６号
相模原市南区大野台４丁目８番７号　サンシティM―102
債務者　瀧尾　義憲
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１１４号
愛知県安城市緑町１丁目８番地10　レジデンス杉103
債務者　江﨑　満隆
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
愛知県岡崎市稲熊町字赤松16番地14
債務者　小山田幸雄こと　ＯＹＡＭＡＤＡ　ＬＵＩＺ　ＨＥＮＲＩＱＵＥ　ＹＵＫＩＯ
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１３２号
愛知県安城市住吉町６丁目11番地２　サンシティ住吉203、前住所愛知県刈谷市板倉町１丁目１番地１　ハイツ山本Ａ102号
債務者　宮城　幸子（旧姓﨑）
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
三重県松阪市虹が丘町58番地７
債務者　高田　智香
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第４０号
長崎県諫早市多良見町化屋1046番地５井手ビル２号
債務者　神﨑　香織
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第１１９号
川崎市宮前区馬絹1621番地　宮崎台の杜、前住所東京都江東区永代２丁目28番５号
債務者　小泉美佐子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３６３号
神奈川県藤沢市石川２丁目１番地の３　ヴァンヴェール湘南311号室
債務者　佐原　美香
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０５号
横浜市南区大岡５丁目６番10号　鈴木ハイツ201
債務者　足立　寿恵
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４５号
岡山市中区福泊144番地18
債務者　鈴木　敏博
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部